

国際的な法定専属管轄って、これでいいのか？

—登録知財権に焦点を当てて考える—

嶋 拓哉
しま たくや

北海道大学大学院法学研究科教授

1. 問題意識
2. 法定専属管轄規定の双方化
3. 「登録に関する訴え」（民訴法3条の5第2項）を巡る解釈論
4. むすび

1. 問題意識

知財権を巡る国際訴訟は趨勢的に増加傾向にあるが、民訴法ではその他の訴訟類型と同様に、一般的な管轄規定によってこれに対応することが想定されている。そうした中にあって、法定専属管轄を定める民訴法3条の5は、知財権のみを念頭に置いた規定（第3項）や、知財権を主要な規律対象の一つに据える規定（第2項）を特別に用意している⁽¹⁾。もっとも、登録知財権に関連するこれら法定専属管轄規定の趣旨は一見すれば明らかかなようにも思えるが、裁判実務等と照らし合わせると、実のところ、これら規定の意味するところはさほど明快とは言い難い。

第一に、民訴法3条の5に関しては、立案担当者・通説的見解によれば、これが単に日本の国際裁判管轄を根拠付けるだけではなく、民訴法3条の10に基づき、同法3条の5の連結点が外国に所在する場合には日本の国際裁判管轄を否定する機能を有すると解されている（本稿では、これを「法定専属管轄規定の双方化」ということがある）。従って、民訴法3条の5第2・3項に関して言えば、知財権の登録地が外国に所在する場合には、これら条項に規定する訴訟について日本の国際裁判管轄が否定されることになる。しかしながら、後述（2. (2)）の如く、これまでの裁判実務では、外国知財権の登録に関する訴えについて必ずしも日本の国際裁判管轄を否定しているわけではなく、立案担当者・通説的見解と裁判実務との間で見解が一致しているとは言い難い。両者の主張内

容について検証を加え、その是非を論じることを要するほか、仮に法定専属管轄規定の双方化を支持しないとすれば、外国登録知財権の登録、存否又は効力を巡る訴えが日本の裁判所に提起された場合に、日本の裁判所はこれを如何に取扱うべきかを論じる必要があるだろう。

第二に、民訴法3条の5第2項に関連して、立案担当者は、「登録に関する訴え」の中には、義務者に対する登録手続をすべきことの意思表示を求める訴え、登録の義務の積極的・消極的確認を求める訴え、具体的には、登録移転（抹消）請求訴訟、登録移転（抹消）義務の確認訴訟、登録移転（抹消）義務の不存在確認訴訟等が含まれるとする⁽²⁾。また、日本の知財法制では不適法とされるが、登録の存否・有効性に関する訴訟、即ち登録無効確認訴訟や登録取消訴訟なども同項の適用対象に含めても良い⁽³⁾。もっとも、当事者が契約に基づいて外国知財権の登録移転請求や抹消請求等を行う場合には、当事者の便宜や予見可能性の確保を考慮すれば、果たして一律に、日本の国際裁判管轄を否定すべきと断言できるか疑問である。例えば、当事者がともに日本企業であり、両者の間で外国知財権の譲渡契約に関して登録移転または抹消が問題となっている事例や、当事者間で日本に専属管轄を認める合意がされている事例等を想起すれば良いだろう。仮に民訴法3条の5第2項の射程を制限することができれば、同項が企業の取引実務に及ぼす悪影響を相当程度回避することが可能になると見込まれる。

なお、これら諸問題の検討に当たっては、先行研究の成果および裁判実務を踏まえることは勿論であるが、わが国における法定専属管轄に関する研究成果の蓄積は比較的僅少である。このことを踏まえて、必要に応じて、欧州連合ブリュッセル Ibis 規則およびその解釈論等を参照することにより、比較法的視点を適宜導入し検討の一助とする。

2. 法定専属管轄規定の双方化

(1) 立案担当者および学説

立案担当者は、民訴法3条の10の解釈論として、「日本の裁判所に提起された訴えが、法定専属管轄の定めのある訴えに該当し、その規定を適用すれば日

本の裁判所に管轄権が認められる場合には、日本の裁判所が管轄権を有することとなり、その規定を適用すれば日本の裁判所に管轄権が認められない場合には、第3条の2以下の規定によれば日本の裁判所に管轄権が認められることとなるとき（例えば、被告の住所地が日本国内にあるとき）であっても、日本の裁判所の管轄権は認められず、訴えが却下される」⁽⁴⁾（下線は執筆者による）との解説を加える。通説的見解もこの立案担当者の見解を忠実に踏襲する⁽⁵⁾。

これに対して、横溝大教授は異論を唱える。同教授は、ある事項につき、わが国民訴法3条の5の観点から国際専属管轄が認められる外国において、当該事項が国際専属管轄の対象になっていない場合等を想定し、こうした場合には、当該事項に関する訴えを日本の裁判所が却下しても、わが国民訴法の観点から国際専属管轄が認められる外国の国家政策を尊重することにもなり得ず、それどころか無意味に私人の裁判を受ける権利を制約するものであると捉える。そのうえで、立法論として、こうした場合には他の管轄規則により日本が裁判管轄権を行使する余地を認めるべきであるとの見解を提示する⁽⁶⁾。

（2）裁判例

法定専属管轄規定の双方化に関して、立案担当者・通説的見解と少数見解を概観してきたが、裁判実務はこの問題を如何に取扱ってきたかを確認する。知財権の登録を巡る事案が⑦東京地判平成5年10月22日知財裁集26巻2号729頁〔参考収録〕（「平成5年判決」という。上告審として最判平成7年1月24日平成6年（オ）第2033号がある）、①東京地判平成15年9月26日平成15年（ワ）第14128号（「平成15年判決」という。控訴審判決として東京高判平成16年1月21日平成15年（ネ）第5273号がある）、⑦東京地判平成16年3月4日平成13年（ワ）第4044号（「平成16年判決」という。控訴審判決として東京高判平成16年8月9日平成16年（ネ）第1627号がある）、②東京地判平成19年3月28日平成8年（ワ）14031号（「平成19年判決」という）の4件、不動産登記を巡る事案が④東京地判平成27年3月31日平成24年（ワ）第30809号（「平成27年判決」という）の1件である。

これら裁判例のうち、平成23年改正民訴法が適用されるのは、④平成27年

判決のみである。平成27年判決の事案のうち、フランス所在の不動産にかかる移転登記の抹消手続の履践を求めた部分については、民訴法3条の5第2項を基準とすれば、フランスの裁判所に法定専属管轄が認められる。立案担当者・通説的見解に従うのであれば、東京地裁はこの部分について訴えを却下すべきであった⁽⁷⁾が、実際には国際裁判管轄の問題に言及することなく本案審理を行い、移転登記の抹消手続の履践請求を認容している。もっとも、平成27年判決がこの論点を意識したうえで、敢えて立案担当者・通説的見解とは異なる立場に依拠して、却下ではなく本案判断を行ったと捉えるのが適當かと言われば、大いに疑問である。本判決では、少しの躊躇いもなく外国における登記手続の履践を命じており、法定専属管轄規定の双方化の是非について殊更意識しているようには感じられない。むしろ、この論点に特段の問題意識を持つことなく、登記・登録は私人間の実体的な権利義務関係に基づいて行われる以上、仮令外国の登記・登録が問題とされる事案であろうが、基礎となる実体的な法律関係について日本が裁判管轄権を有するのであれば、その必然的結果として生じる登記・登録義務を認定し、当事者に対して手続履践を命じても何らの差し支えもないとする姿勢すら感じ取ることができる⁽⁸⁾。

それ以外（⑦～⑩）の裁判例は、平成24年4月1日より前に係属した事案であるから、平成23年改正民訴法は適用されず、国際裁判管轄の問題については条理に基づき判断がなされるべき事案であったことには留意を要する。当時の学説でも既に、専属管轄の双方化を肯定する見解が通説的地位にあった⁽⁹⁾が、具体的に如何なる事項がわが国の専属管轄に属するかという肝心要の論点を巡っては、必ずしも意見の一致を見ていたわけではないようと思われる。不動産関連事項⁽¹⁰⁾、法人等団体の存否および内部関係に関する事項⁽¹¹⁾と並んで、登記・登録に関する事項⁽¹²⁾、登録工業所有権の効力・有効性に関する事項⁽¹³⁾等が専属管轄事項に該当する旨提唱されていたものの、事項毎に提唱者にばらつきがあるほか、各事項の外延を明確に画する程に精緻な検討がなされていたとまでは評価し得まい。そのことも影響したことであろうか、④平成15年判決は、平成23年改正民訴法の立案担当者・通説的見解と同じく、専属管轄の双方化を肯定する立場を表明したものの、その表明は飽くまで傍論において

である。また、⑦平成5年判決、⑦平成16年判決、および⑨平成19年判決は外国知財権の登録に関する事案であるが、上記学説の見解を踏まえれば、当時でも日本の国際裁判管轄を否定する余地はあったものの、実際には国際裁判管轄の問題に一切触れることなく本案判断を行っている⁽¹⁴⁾。外国の登記・登録に関する訴訟を日本の裁判所が如何に取扱うべきかという点について、平成23年民訴法改正前の裁判実務もやはり一貫した見解を提示してはくれない。

(3) 欧州連合における議論

法定専属管轄規定の双方化の是非に関して、残念ながら、わが国の裁判実務および先行研究から十分な示唆を得ることは難しい。これに対して、欧州連合では、ブリュッセル条約⁽¹⁵⁾以降国際裁判管轄規定について不斷の見直しが図られてきた⁽¹⁶⁾が、その過程で、法定専属管轄の存在意義および具体的な規定のあり方等に関する検討も比較的活発になされてきた経緯がある。この点に関して、欧州連合ではわが国とは異なり、法定専属管轄を定めるブリュッセルIbis 規則24条の双方化（反射的効果）を否定する見解（以下「否定説」という）が支配的である⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾。否定説は、同規則24条の連結点が非構成国に所在し、同条によればいずれの構成国にも法定専属管轄が認められないものの、被告の住所がある構成国の領域内に所在する場合には、同規則4条1項を適用し当該構成国に国際裁判管轄を認めるべきとする⁽¹⁹⁾。これに対して、少数説ながら、同規則24条の双方化（反射的効果）を肯定する見解（以下「肯定説」という）も存在する。肯定説は、同規則24条に規定する法定専属管轄の連結点が非構成国に所在する場合には、仮令被告の住所がある構成国に所在するときであっても、同条の規定の精神に鑑みて、その構成国は自国の管轄を否定し、当該非構成国の管轄を優先すべきであると考える⁽²⁰⁾。

(4) 私 見

結論を先取りすれば、法定専属管轄規定の双方化を行う合理的理由はないと思われる。わが国では当然の如く双方化を支持する見解が提唱されるが、これと同じ結論を支持する欧州連合における肯定説は、その正当化根拠として、相

互主義の促進と管轄の協調的配分の実現の2点を掲げる。もっとも、次に示すとおり、これら2つの正当化根拠は薄弱であり説得力に欠ける。

- (1) 外国の法定専属管轄を判断する基準として当該外国の規定ではなく自国の規定を用いたとしても、当該外国と自国の間で法定専属管轄の事項的範囲が一致するとは限らない以上、実際的な意義を有しない。法定専属管轄規定の双方化が相互主義の促進に真に繋がるかは、疑問である。
- (2) 各国毎に国家的関心が異なる以上、自国と外国の法定専属管轄規定の間で、その事項的範囲に不一致が生じるのは避けられない。従って、自国の法定専属管轄規定を基準として外国の法定専属管轄の事項的範囲を判断したとしても、管轄の協調的配分を実現できる保証はない。

そのうえで、否定説を採用するのが妥当である。各国の国家的関心に基づき法定専属管轄規定が設けられる一方で、民事訴訟では当事者間における法的紛争の解決を目的に手続が進められることから、国家の要請と当事者の要請の間で均衡を図る必要がある。欧州司法裁判所は、法定専属管轄に一定の正当性を認めつつも、他方で、法定専属管轄が存在することにより、当事者にとって司法による権利救済の道が制限されるほか、当事者による管轄合意や応訴管轄が認められず、当事者から法廷地選択の自由を奪い去るのみならず、住所地でもない法廷地に当事者を引っ張り出すなど、当事者の便宜に沿わない事態を惹起するリスクがあることを再三に亘って指摘してきた⁽²¹⁾。こうしたことから、欧州司法裁判所は法定専属管轄規定を制限的・抑制的に適用すべきとする基本姿勢を強く打ち出しており、欧州の支配的学説も広くこれを共有している⁽²²⁾。法定専属管轄規定の双方化を論じたとしても、それは外国の国家的関心を尊重することに繋がらないどころか、私人である当事者から裁判を受ける権利や司法による権利救済の機会を無意味に奪い去るものでしかない。このことを踏まえると、欧州連合のこうした基本姿勢は、日本の国際民事訴訟法においても共有し得るものと位置付けられるだろう。自国の基準に照らして外国の国家的関心に関わる事項が争点になっていると評価できるにしても、当事者の要請を考慮すれば、当事者の共通住所地国等における紛争解決という選択肢をア・ブリ

オリに排除するのは適当でないようと思われる。

また、登録知財権を巡っては実務面で特別な考慮を要すると考えられる。ある発明には日本の特許権だけではなく、外国においてもこれに対応する特許出願が必ずと言って良いほどなされるが、当事者間で特許権を譲渡する場合には、これら内外の特許権を一括譲渡するのが通常である。こうした場合に譲渡契約を巡り当事者間で紛争が生じ、登録移転債務の履行が問題になれば、立案担当者・通説的見解に基づく限りは、日本の特許権については日本で訴訟を提起することが義務付けられる一方で、外国の特許権については日本以外での訴訟提起を強いられることになる⁽²³⁾。こうした事態ともなれば、登録の移転・抹消を求める場合に、登録国毎に訴訟が分断される惧れすら生じるが、それは訴訟コストの増嵩に止まらず、登録国毎に判断が分かれることで当事者間の法律関係の安定性を損なうことにも繋がりかねない。さらに言えば、特許権譲渡契約の場合が典型であるが、譲受企業から登録移転債務の履行が求められた場合に、譲渡企業は代金債務の履行を求めて反訴を行う可能性がある。仮に外国特許権の登録移転について日本の国際裁判管轄が認められないとすれば、わが国裁判所は、譲受企業からの本訴については、日本の特許権の登録移転に限り自身の管轄を肯定して本案処理を行うに止まるだろう。他方で、譲渡企業からの反訴について、わが国裁判所が日本の特許権の登録移転に対応する代金債務のみを取り扱うのであれば兎も角、わが国裁判所が外国特許権の登録移転に対応する部分も含めて、譲渡契約で示された代金全額について裁判管轄権を行使することが許容されるのであれば、両者の請求間で不均衡が生じてしまう⁽²⁴⁾。これは当事者の利害とも関係することであるが、譲渡企業、譲受企業からすれば、特許権譲渡契約を締結するに当たり、各々が当該契約に伴う総ての法的リスクについて一体として判断を行い、合意に向けた意思形成を図っているはずである。登録移転・抹消請求が日本の特許権だけではなく、外国の特許権にも及ぶのであれば、また、特許権の登録移転・抹消それ自体に止まらず、その裏側に存在する代金債務の履行も問題になるのであれば、これらが同一の特許権譲渡契約に関する法的紛争である以上、当事者はこれらの事項総てについて、紛争の一体的な解決が図られることを期待するのが通常であろう。とりわけ、特許権譲

渡契約の中に日本に専属管轄を認める合意条項が存在する場合や当事者がともに日本企業である場合には、当事者としては、外国特許権の登録移転・抹消請求や外国特許権に関する代金支払・返還請求についても、日本の特許権に関する同様の請求と併せて、日本の裁判所で紛争解決を図ることを強く希望しているものと考えられる。少なくともこうした場合には、当事者間の衡平および当事者の予見可能性の確保という視点に立って、外国の国家的関心への配慮に優先させる形で当事者の意思を尊重することが必要であるように思われる⁽²⁵⁾。

（5）私見による具体的な事案処理

これまで日本の裁判所では外国知財権の登録を巡る幾つかの訴訟が提起され本件判断に至っているが、それらはいずれも外国知財権の譲渡契約等に関連して登録の移転もしくは抹消を争うものであった（2. (2)⑦～⑨）。このような訴訟類型では、当事者間に契約等基礎となる実体的法律関係が既に存在しているのが通常である。日本の裁判所としては、国際民事訴訟法に照らしてかかる実体的法律関係について裁判管轄権を行使することが許容されるのであれば、その実体的法律関係に関する判断結果を反映させる形で、外国知財権の登録の帰趨について判断を行ったとしても問題はなく、当事者の衡平や予見可能性の確保という視点からはむしろ望ましいケースの方が多いであろう。民訴法3条の2以下の一般的な管轄規定に基づいて、日本の国際裁判管轄を肯定できるのであれば、実体的法律関係に関する判断に止まらず、これを反映させるべく、外国知財権の登録に関する判断も併せて行うべきとする要請は比較的強いのではないかと思われる。もっとも執筆者も、外国知財権の登録移転・抹消等を争う訴訟について常に日本の国際裁判管轄を肯定すべきであると主張しているわけではない。比較法的に見れば、わが国とは異なり、欧州連合等では知財権の登録移転・抹消請求等を法定専属管轄の対象から除外している⁽²⁶⁾ことをも考え合わせると、民訴法3条の10を根拠として同法3条の5を双方化することにより、外国知財権の登録移転・抹消請求訴訟等についてわが国の国際裁判管轄を一律に放棄する必要はないと主張しているだけである。外国知財権の登録移転・抹消請求等に関する訴訟であっても、民訴法3条の2以下の一般的な管轄

規定に基づいて国際裁判管轄の有無を判断したうえで、例えば登録国において知財権の登録移転・抹消請求等が法定専属管轄事項として規定されているような場合には、同法3条の9に基づいて例外的に訴訟を却下すればよいであろう⁽²⁷⁾。

これに対して、外国知財権に関する訴訟としては、権利または登録の無効確認訴訟や取消訴訟といった類型も考えられる。わが国の知財法制では権利または登録の無効確認等に関する第一次判断を行政機関による審判手続に委ねるが、仮にこれらの問題を民事訴訟として位置付け裁判所の管轄事項とする法制を採用する国があるとすれば、日本に住所を有する当事者間において、当該国知財権自体またはその登録を巡って無効確認訴訟等が日本の裁判所に提起される可能性がある。通説的見解が、民訴法3条の10を足掛かりに同法3条の5を双方化させる形で、日本の裁判所において外国の登録知財権に関する訴訟を却下することを企図するのは、恐らくはこうした訴訟類型を主として念頭に置いているからではないだろうか。

執筆者自身もこうした訴訟類型についてまで日本の国際裁判管轄を及ぼすことが必ずしも適當とは考えていない。例えば、知財権の権利または登録の無効確認・取消訴訟は、仮令私人間の紛争であったとしても、その主眼が出願・登録における手続の適正を判断するものである以上、最も適正かつ迅速に判断を下すことができるのは、通常は登録国である。当事者が、出願・登録手続の瑕疵、要件の不充足を理由として、権利または登録の無効確認請求等を行うような場合には、仮令民訴法3条の2以下の一般的な管轄規定に基づいて日本の国際裁判管轄が肯定され得る場合であったとしても、同法3条の9に基づいて事案の性質、証拠の所在等を考慮したうえで、適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情の存在を認定することにより、最終的には訴えを却下すべき場合が大半であろう。

3. 「登録に関する訴え」(民訴法3条の5第2項)を巡る解釈論

(1) 問題の所在

既述(2.(4))のとおり、法定専属管轄規定の双方化について、私見は否定

説による。もっとも、こうした法定専属管轄規定の双方化を巡る議論の帰趨に拘らず、これとは別個独立して、民訴法 3 条の 5 第 2 項に規定する「登録に関する訴え」という概念について、射程を制限する形で新たな解釈論を展開できないかを検討する余地は大いにある。立案担当者・通説的見解によれば、この概念には知財権の登録移転請求や抹消請求等を含むとするが、登録の存否、正当性自体を争う訴えであれば兎も角、登録自体が真正に成立していることを前提として私人間でその登録の帰属を争う訴えについてまで、法定専属管轄事項としての資格を付与する必要が果たしてあるのだろうか。この点は大いに疑問である。

(2) 従前の経緯

立案担当者によれば、民訴法 3 条の 5 第 2 項の「登録に関する訴え」には知財権の登録に関する訴えも含まれるとしており⁽²⁸⁾、この訴えには義務者に対する登録の手続をすべきことの意思表示を求める訴え、登録の義務の積極的・消極的確認を求める訴え等が含まれるとする⁽²⁹⁾。通説的見解もこれを支持する⁽³⁰⁾。同項の立法理由は、①登録等の公示制度は公益性が高いこと、②登録国こそがその登録に関する判断を最も迅速かつ適正に行い得ること、③登録国以外の国に国際裁判管轄を認めて、判決に基づき登録をするためには登録国の手続を要することから迂遠であることに求められる⁽³¹⁾

もっとも、後述 (3. (4)) の如く、これら民訴法 3 条の 5 第 2 項の立法理由が薄弱であるとの指摘が再三に亘り繰り返し示されてきた⁽³²⁾。また、民訴法 3 条の 5 第 2 項が制定されるまでは、わが国の特許登録実務において、外国裁判所でわが国知財権の登録に関する判断が下され得ることが前提とされていた⁽³³⁾が、平成 23 年民訴法改正に合わせてこうした実務を変更する必要性があったのかと問われれば、この点も大いに疑問である。そのうえ、知財取引においては同一の発明から生じる複数国の登録知財権を纏めて譲渡対象とするなど、取引当事者からすれば、これら複数の知財権を一括して取扱うべき要請は強いものの、仮に民訴法 3 条の 5 第 2 項の「登録に関する訴え」を立案担当者・通説的見解に沿って理解するとすれば、法定専属管轄規定の双方化につい

て肯定説が覆らない限り、少なくともわが国知財権の登録帰属とそれ以外の知財権の登録帰属を各々別の国の裁判所で争わなければならず、これら知財権を一括で譲渡したいと考える当事者の要請との間で齟齬が生じる惧れが高い。民訴法3条の5第2項の立法理由を薄弱とする議論が元々あったことに加えて、これらのことと理由として同項の規定内容に批判的な声が強まつたことから、「登録に関する訴え」という文言を制限的に解釈することによって、同項の射程を限定しようとする見解⁽³⁴⁾が次第に見受けられるようになってきた。

(3) ブリュッセル Ibis 規則 24 条 4 号

ブリュッセル Ibis 規則 24 条 4 号は、「出願または登録を要する特許、商標、意匠その他これらに類似の権利の登録または有効性を対象とする手続」を、登録国の法定専属管轄事項とする旨を規定する。同項の根拠は登録知財権の属地性、権利付与国の国家的関心の尊重等に求められる⁽³⁵⁾が、その背景には、これら知財権は各国の政策判断に基づき創設される権利であって、各国の法体系と密接な関係を有する以上、各知財権の登録および有効性はその登録国の裁判所において判断されるべきとの考えが存在する⁽³⁶⁾。

同号の事項的適用範囲は、知財権の「登録」と「有効性」であるが、前者は登録の適法性 (die Ordnungsgemäßheit)、後者は権利の有効性 (die Gültigkeit) を指す⁽³⁷⁾。これが指示する事項的範囲については、ブリュッセル条約 16 条 4 号当時から、「問題とされる権利の審査及び付与の過程において公的当局によって実施された行為の有効性に影響を与える性格のもの」⁽³⁸⁾といった定式化がなされており、メルクマールとして、公的サービス機能を有する知財当局の行為との直接的な関連性が要求される⁽³⁹⁾。このうち特に「登録」について詳細を見ると、申請、付与、異議申立、無効申立、取消請求といった一連の登録手続の適法性が同号の対象事項とされる⁽⁴⁰⁾が、契約やライセンス付与等による権利譲渡に伴う登録移転・抹消請求等は同号の対象事項に含まれないとされる⁽⁴¹⁾。後者（登録移転・抹消請求等）を法定専属管轄の対象事項から除外する理由は、登録移転・抹消請求等の事案では公的当局は単に譲渡当事者の法律行為を記録する (mere recording) に止まり、何ら実質的判断を伴う行政上の権能

行使しているわけではない（no administrative role）ことに求められるようである⁽⁴²⁾。欧州司法裁判所では、当事者間で知財権および登録の帰属を巡って紛争が生じていたとしても、そのこと自体が登録国に法定専属管轄を認める理由にはならないと考えている。例えば、特許権の対象となる発明を行った従業員と、雇用関係を理由として特許権に対する自身の権利を主張する雇用主（厳密にはその破産管財人）との間で生じた、権利・登録の帰属を巡る紛争について、ブリュッセル Ibis 規則 24 条 4 号（当時はブリュッセル条約 16 条 4 号）の適用を否定した裁判例⁽⁴³⁾がある。

（4）私 見

わが国民訴法 3 条の 5 第 2 項の対象事項は「登録に関する訴え」であり、欧州連合のブリュッセル Ibis 規則 24 条 4 号の対象事項は「出願または登録を要する特許、商標、意匠その他これらに類似の権利の登録（中略）を対象とする手続」である。両者の規定文言をみる限り、知財権に限定するか否かの相違はあるものの、その点を除けば、登録を対象とする訴えという大枠では一致を見ている。しかしながら、両者の解釈論を比べると、わが国民訴法 3 条の 5 第 2 項の対象には移転登録・抹消請求等を含むが、欧州連合ブリュッセル Ibis 規則 24 条 4 号はそれを含んでおらず、明らかに前者の対象範囲の方が広い。わが国民訴法の規定を解釈するに当たって、欧州連合ブリュッセル Ibis 規則の議論に盲従するつもりはないが、民訴法 3 条の 5 第 2 項の「登録に関する訴え」という規定文言は曖昧であり⁽⁴⁴⁾、同項の事項的適用範囲をより制限的に解釈することも可能であろう。加えて、外国知財権の登録帰属を巡る法的紛争について日本が裁判権を行使することを可能にするためには、法定専属管轄規定の双方化を巡る議論とは別に、民訴法 3 条の 5 第 2 項の事項的適用範囲を制限することも方法としては有効である。もっとも、かかる解釈論を展開するに当たっては、立案担当者・通説的見解に比して、民訴法 3 条の 5 第 2 項の事項的適用範囲を制限的に捉えることが妥当か否かについて、検討を尽くす必要がある。

この点、立案担当者・通説的見解が主張する、民訴法 3 条の 5 第 2 項の立法理由（上記 3. (2)(①)～③) はいずれも、少なくとも私人当事者間における登録移

転・抹消請求訴訟等を念頭に置く限り、説得的であるとは言い難いように思われる。

まず立案担当者・通説的見解が掲げる第一の根拠（3. (2)①）について論じると、確かに、「登録に関する訴え」（民訴法3条の5第2項）として、知財権の登録の無効確認・取消を請求する訴訟、登録申請却下に対してその適法性を争う訴訟、既になされた登録内容の訂正・変更を求める訴訟等⁽⁴⁵⁾を想定すれば、これらの訴訟はいずれも登録機関が行った登録に関する判断に異議を唱えるものである。従って、登録制度が各国の政策判断に基づく権利創設的性格を有し、登録が行政機関による公権的行為と位置付けられる以上は、これら訴訟類型を登録国の法定専属管轄の対象とすることには問題がないだろう。しかしながら、私人である当事者間で譲渡契約等に基づいて登録の移転・抹消等を請求する訴訟については、登録国の法定専属管轄事項とすることを要する程に高度な公益性を有しているとは思えない。登録の変動は私人間の実体的な権利義務関係（典型的には、知財権譲渡契約）に基づいて行われる以上、仮令外国知財権の登録が問題となる事案であったとしても、基礎となる実体的な法律関係について日本が裁判管轄権を有するのであれば、日本の裁判所がその必然的結果として生じる外国における登録義務を認定し、一方当事者に対して外国における手続履践を命じたとしても、知財権の登録が帯びるとされる公益性との間で、決定的な緊張関係を生むとは考えられない⁽⁴⁶⁾。登録処理の一貫性、正確性を維持したいとする国家的利害が存在することは理解できるが、そうであったとしても、私人間における実体法上の権利義務関係の問題を差し置いて、登録の帰属問題のみを法定専属管轄事項に含めることが、こうした国家的利害の保護および増進に寄与するとは到底思えない。

次に、立案担当者・通説的見解が掲げる第二の根拠（3. (2)②）は、登録機関による登録に関する判断に異議を唱える訴訟類型を念頭に置けば理解も出来るが、登録の帰属を争点とする私人間の訴訟を想定する限りは、必ずしも根拠として適當な内容とは言えまい。例えば、日本企業同士の間である発明に関する複数国の登録知財権を譲渡する事案を想定すれば、これら企業間における複数の登録知財権の譲渡を巡る実体的な権利義務関係について最も迅速かつ適正

な判断を下し得る立場にいるのは、日本の裁判所であると思われる。登録は当事者間の実体的な権利義務関係を忠実に反映するに過ぎず、日本の裁判所が知財権の登録国如何を問わず、当事者間における登録知財権を巡る実体的な権利義務関係に関して適正な法的評価を与えることができるのであれば、これら当事者間における登録の帰属問題についても、自ずと適正な判断を導出することが出来るはずである。つまり、私人間における登録の移転・抹消請求訴訟等においては、それが外国知財権を対象とするものであったとしても、必ずしも日本の裁判所が適切かつ迅速に判断を行うことができないわけではなく、日本の裁判所が登録の基礎となる実体的な法律関係を判断するのに支障がないのであれば、その登録の移転・抹消等を判断する資格を十分に有していると評価しても問題ないだろう。当事者間における実体的な権利義務関係の問題を法定専属管轄事項とはせずに、一般的な管轄規定に基づいて日本の国際裁判管轄の有無を判断する一方で、実体的な権利義務関係の単なる反映に過ぎない登録の帰属問題のみを殊更に法定専属管轄事項とするのは本末転倒であり、これを正当化するための合理的な根拠を見出すことは難しいと言わざるを得ない⁽⁴⁷⁾。

さらに、立案担当者・通説的見解が掲げる第三の根拠（3. (2)(3)）についても、私人当事者間で登録の帰属を争う訴訟を念頭に置く限りは、必ずしも適正な内容とは言い難い。日本の裁判所で登録移転・抹消請求訴訟が提起された場合、これを「被告に対して登録移転等の意思表示を求める訴訟」として捉えるとすれば、判決の確定によって意思表示が擬制されることになる⁽⁴⁸⁾ため、登録国において当該判決を承認・執行するか否かが問題になる。これを迂遠と評価することは可能かもしれないが、日本の判決を実現するために外国での判決の承認・執行を要するのは、何も知財権の登録に関する訴訟に限ったことではなく、金銭債権に基づく請求訴訟をはじめ一般の訴訟類型に広範に見受けられることである。従って、登録に関する訴えを法定専属管轄の対象とするに当たり、その特別な正当化事由として第三の根拠を挙げることには相当無理があるだろう⁽⁴⁹⁾。また、登録移転・抹消請求訴訟を「被告に対して登録移転等の手続の履践を求める訴訟」として捉えることも可能であるが、被告が日本に所在する場合には、仮令外国知財権の登録を対象とする訴訟であったとしても、

それを日本で提起することが必ずしも迂遠とは言えまい。被告に対して外国の登録移転手続の履践を求める判決を下せば、日本国内において間接強制を以てこれを実現させる余地がある⁽⁵⁰⁾ほか、後に損害賠償請求訴訟等が提起された場合には、当然に先行する確定判決として、その内容が考慮されることになる⁽⁵¹⁾。加えて、日本に被告である登録名義人が所在する場合には、日本の裁判所は当該名義人に対して、第三者等への登録移転手続の履践を禁ずる保全処分を下すことも有効な選択肢である⁽⁵²⁾。これらのことを考えれば、日本の裁判所が外国知財権の登録移転請求等に関して判決を下したとしても、必ずしもその判決の実効性を確保できないわけではあるまい。とりわけ被告が日本に所在する場合には、間接強制や保全処分を活用することで内国判決の実効性を確保することも十分可能であり、日本での訴訟を迂遠と評価するのが適当とは思えない。

(5) 若干の補足説明

結局のところ、民訴法3条の5第2項の事項的適用範囲には登録移転・抹消請求等を含まず、欧州連合ブリュッセル Ibis 規則24条4号と同様に、その適用範囲を、知財権の登録の無効確認・取消を請求する訴訟、登録申請却下に対してその適法性を争う訴訟、既になされた登録内容の訂正・変更を求める訴訟など、登録の有効性に関する訴えに限定するのが適当である。登録によって国家が権利を創設するという点で知財権の登録が行政処分としての性格を有することを踏まえれば、日本が国家として行った登録について、その有効性を問う訴えが日本の法定専属管轄事項とされることには異論がない。もっとも、わが国の法体系では、知財権という権利に着目してその有効性を争うことが殆どであり、登録に着目してその有効性を争うことは原則として想定されていない⁽⁵³⁾。また、登録知財権の存否又は有効性を争う場合であっても、いずれも行政審判における審決および審決取消訴訟によることとされており、これらは非民事の領域に属する手続であり、民訴法の適用が想定され得ない。加えて、不動産登記等にも知財権の登録で論じたことと同様のことが概ね妥当する⁽⁵⁴⁾。こうしたことから、民訴法3条の5第2項は直接管轄規定としては事実上空文

化し、機能しないこととなる。他方において、外国裁判所においてわが国知財権の登録の無効確認・取消等を請求する訴えが提起され本案判決を下すに至った場合には、民訴法3条の5第2項に照らして同法118条1号要件を充足しないと判断され、当該外国裁判所の判決は内國効力を有しないとの結論に至るであろう。結局のところ、私見によれば、民訴法3条の5第2項はかかる態様において間接管轄規定としての存在意義のみを有するに止まることになる。

4. むすび

本稿では、国際的な法定専属管轄を規定した民訴法3条の5第2・3項を中心として、これまでの立案担当者・通説的見解を見直すことの必要性を提唱してきた。その骨子は、①法定専属管轄規定の双方化は実際的意義を有さず、それどころか、自国の法定専属管轄規定よりも外国の法定専属管轄規定の対象範囲の方が狭い場合には、管轄の消極的抵触が生じ私人の裁判を受ける権利を毀損するほか、同一発明から生じる複数の登録知財権を一括譲渡する事案等において実務上様々な弊害を惹起する惧れがあること、②仮に法定専属管轄規定の双方化を巡る議論を描くとしても、民訴法3条の5第2項の事項的適用範囲に、知財権の登録手続をすべきことの意思表示を求める訴え、登録の義務の積極的・消極的確認を求める訴えを含めるとすれば、わが国知財権と外国知財権の間で登録帰属を巡る紛争について日本の国際裁判管轄の判断が分かれることになるが、このことが紛争の一体的解決に向けた当事者の期待や当事者間の法的安定性の確保に支障を來す惧れがあること、の2点である。

もっとも、法定専属管轄規定を巡る法的問題はこれだけに止まるものではない。登録知財権に関して言えば、法定専属管轄規定の双方化を否定すれば、民訴法3条の5第3項は直接管轄規定としての機能を喪失し専ら間接管轄規定として機能するに止まるが、果たして同項の機能と射程を如何に捉えるべきか、とりわけ外国知財権侵害訴訟において権利無効の抗弁を如何に取扱うべきかといった問題が議論の俎上に上るであろう。また登録知財権の問題を離れば、不動産の物的権利に関する訴訟を法定専属管轄規定の対象とすべきか否かという立法論上の問題も重要である⁽⁵⁵⁾。現行の民訴法3条の5はこれを法定専属

管轄事項に含めてはいないが、日本を取り巻く国際情勢が厳しさを増す中、国家としての領土保全および国家安全保障の観点から早急に再検討すべき課題である。紙幅の関係上、ここではこれら問題意識を記述するに止めるが、執筆者自身は今後も法定専属管轄規定を巡り調査研究活動を継続するつもりである。まずは本稿が法定専属管轄規定のあり方を巡る実務界・学会の議論に一石を投じるものとなれば望外の幸せである。

（追記）本稿は、JSPS 科学研究費補助金（17 K 03379, 22 K 01170）及び全国銀行学術研究振興財団・2020 年度研究助成の研究成果の一部であり、関係者の皆様に謝辞を申し上げる。

- (1) 欧州連合ブリュッセル Ibis 規則も同様である (C. Heinze/C. Warmuth, *Intellectual property and the Brussels Ibis Regulation*, in P. Mankowski (ed.), *Research Handbook on the Brussels Ibis Regulation* (Edward Elgar, 2020), 147, 147f.).
- (2) 佐藤達文 = 小林康彦編著『一問一答・平成 23 年民事訴訟法等改正—国際裁判管轄法制の整備』(商事法務, 2012 年) 107-108 頁。
- (3) 鈴木わかな「知的財産権訴訟の国際裁判管轄」高部眞規子編著『最新裁判実務体系 10 知的財産権訴訟 I』(青林書院, 2018 年) 102 頁では、民訴法 3 条の 5 第 2 項の対象は、登録（原文では「権利」という文言を使用しているが、「登録」という文言に改めるのが適当であろう）の存否及び効力に関する訴えに限られず、特許権の移転登録請求に係る訴えなど登録（同上）の帰属に関する訴えも含む旨を記述する。
- (4) 佐藤 = 小林編著・前掲注(2) 165-166 頁。なお、平成 21 年 7 月に公表された法務省民事局参事官室「国際裁判管轄法制に関する中間試案の補足説明」24-25 頁も同旨。
- (5) 櫻田嘉章『国際私法〔第 7 版〕』(有斐閣, 2020 年) 365 頁、松岡博編『国際関係私法入門〔第 4 版補訂〕』(有斐閣, 2021 年) 283 頁〔多田望〕、澤木敬郎 = 道垣内正人『国際私法入門〔第 8 版〕』(有斐閣, 2018 年) 293 頁、中西康ほか『LegalQuest 国際私法〔第 3 版〕』(有斐閣, 2022 年) 165 頁、櫻田嘉章ほか編著『演習国際私法 Case 30』(有斐閣, 2016 年) 276-277 頁〔長田真里〕、新堂幸司監修・高橋宏志 = 加藤新太郎編『実務民事訴訟講座〔第 3 期〕第 6 卷』(日本評論社, 2013 年) 321 頁〔中西康〕、鈴木・前掲注(3) 98・101 頁、牧野利秋ほか編『知的財産訴

訟実務体系Ⅲ著作権法、その他、全体問題』(青林書院、2014年)423-424頁【井上泰人】等。

- (6) 橫溝大「國際專屬管轄」名古屋大学法政論集 245号 135-136頁 (2012年)。
- (7) 西谷祐子「判批」平成 27 年度重判解 (ジュリスト 1492 号) 297 頁もこの結論を肯定する。
- (8) 鳩拓哉「判批」ジュリスト 1494 号 126 頁。
- (9) 江川英文「國際私法に於ける裁判管轄権 (3・完)」法学協会雑誌 60 卷 3 号 380 頁 (1942年)、兼子一『新修民事訴訟法体系〔増補版〕』(酒井書店、1965年) 66-67 頁。
- (10) 江川・前掲注(9)380 頁、兼子・前掲注(9)66-67 頁、池原季雄「國際的裁判管轄権」鈴木忠一=三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟法講座 7 國際民事訴訟・會社訴訟』(日本評論社、1982年) 34 頁、新堂幸司=小島武司編『注釈民事訴訟法(1)裁判所・当事者(1)』(有斐閣、1991年) 135-136 頁【道垣内正人】、斎藤秀夫ほか編著『注解民事訴訟法(5)訴訟手続Ⅲ・國際民事訴訟法〔第 2 版〕』(第一法規、1991年) 444 頁【山本和彦】、本間靖規ほか『國際民事手続法』(有斐閣、2005年) 54 頁【中野俊一郎】、廣江健司『國際民事關係法』(成文堂、2008年) 48 頁。
- (11) 兼子一『条解民事訴訟法〔上〕』(弘文堂、1955年) 14 頁、25 頁、岡本善八「會社訴訟の國際裁判管轄」『大隅健一郎古稀記念・企業法の研究』(有斐閣、1977年) 237 頁、新堂=小島編・前掲注(10)136 頁【道垣内】。
- (12) 江川・前掲注(9)380-381 頁。なお、名古屋高判平成 25 年 5 月 17 日平成 24 年(ネ)1289 号は、民訴法 118 条 1 号の間接管轄要件の審査に当たって、平成 23 年民訴法改正以前において既に、現行の民訴法 3 条の 5 第 2 項と同旨の条理が存在していたことを示唆する。
- (13) 木棚照一『國際知的財産法』(日本評論社、2009年) 217 頁。
- (14) 仮に本文の⑦~⑨の事案が平成 23 年改正民訴法の下で争われていれば、立案担当者・通説的見解に従う限り、登録に関する請求について日本の國際裁判管轄が否定されることに疑いはない。例えば、鈴木わかな判事は、⑦平成 5 年判決と⑨平成 16 年判決の事案を取り上げたうえで、「平成 23 年民訴法改正により新設された 3 条の 5 第 2 項によれば、上記いずれの裁判例の訴えも専属管轄違反として却下されることになろう」と指摘している(鈴木・前掲注(3)103 頁)。なお、高部眞規子『實務詳説・特許関係訴訟〔第 3 版〕』(金融財政事情研究会、2016年) 285-286 頁および同『實務詳説・商標関係訴訟』(金融財政事情研究会、2015年) 113 頁も参照。

- (15) Brussels Convention on Jurisdiction and the Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters, OJ L299/32 (31.12.1972).
- (16) 欧州連合における国際裁判管轄規定の変遷については、嶋拓哉「欧州連合規則における法定専属管轄に関する一考察」北大法学論集71卷1号1-4頁（2020年）を参照。
- (17) なお、ブリュッセルIbis規則の前身に当たるブリュッセル条約（ルガノ条約）の報告者も既に否定説に立脚することを表明していた（P. Jenard/ G. Möller, Report on the Convention on jurisdiction and the enforcement on judgements in civil and commercial matters done at Lugano on 16 September 1988, OJ 1990 C 189/57, para 54; A. Cruz/D. Real/ P. Jenard, Report on the accession of the Kingdom of Spain and the Portuguese Republic to the 1968 Convention on jurisdiction and the enforcement on judgements in civil and commercial matters, OJ 1990 C 189/35, para. 25; F. Pocar, Report on the Convention on jurisdiction and the enforcement on judgements in civil and commercial matters done at Lugano on 30 October 2007, OJ 2009 C 319/1, para.93.）。
- (18) ドイツ民事訴訟法（ZPO）24条は、ドイツ国内に所在する不動産を巡る物的権利関係について同国の国際的な法定専属管轄を規定するが、同条に関しては反射的効果を否定するのが裁判実務である（BGH Urteil von 25. 9. 1977-II ZR 113/96, NJW 1998, 1321; RG Urteil von 20. 1. 1894-V 329/93, RGZ 32, 414; KG Urteil von 23. 7. 2001-12 U980/00, KGR 2001, 401）。
- (19) M. Teixeira de Sousa, Der Anwendungsbereich von Art. 22 Nr. 1 S. 2 EuGVVO, IPRax 2003, 320, 322f; T. Kruger, Civil Jurisdiction Rules of the EU and their Impact on Third States (Oxford Univ. Pr., 2008), §5.26; R. Geimer/R. A. Schütze, Europäisches Zivilverfahrensrecht, 4. Aufl. (C. H. Beck, 2020), EuGVVO Art. 24 Rdn. 13 [Geimer]; A. R. Markus, Internationales Zivilprozessrecht, 2. Aufl. (Stämpfli, 2020), Rdn. 1172; A. Dickinson/E. Lein (ed.), The Brussels I Regulation Recast (Oxford Univ. Pr., 2015), §8.04 [M. Lehmann]; P. F. Schlosser/B. Hess, EuZPR, 5. Aufl. (C. H. Beck, 2021), EuGVVO Art. 24 Rdn. 14 [Schlosser]; T. Rauscher (Hrsg.), EuZPR/EuIPR, Band 1 [Brüssel Ia-VO], 5. Aufl. (Otto Schmidt, 2021), Art. 24 Rdn. 9ff. [P. Mankowski]; D. Paulus/E. Peiffer/M. Peiffer, Europäische Gerichtsstands- und Vollstreckungsverordnung (Brüssel Ia) (C. H. Beck, 2017), Art. 24 Rdn. 10 [Paulus]; T. Hartley, Civil Jurisdiction and Judgments in Europe (Oxford Univ. Pr., 2017), §12.10.; P. G. Mayr (Hrsg.), Handbuch des europäischen Zivilverfahrensrechts (Manz, 2017), Rdn. 3.548 [A. Wittwer]; A. Junker, Internationales Zivilprozessrecht. 5. Aufl. (C. H. Beck, 2020), §14 Rdn. 4; J. Fawcett/P. Torremans (ed.), Intellectual Property and Private Interna-

tional Law, 2nd ed. (Oxford Univ. Pr., 2011), para. 7.221.

- (20) G. A. L. Droz, *Compétence judiciaire et effets des jugements dans le Marché Commun* (Dalloz, 1972), 14f.; P. Gothoni/D. Holleaux, *La Convention de Bruxelles du 28 septembre 1968: compétence judiciaire et effets des jugements dans la CEE* (Jupiter, 1985), 84; D. P. F. Arroyo, *Exorbitant and Exclusive Grounds of Jurisdiction in European Private International Law: Will They Ever Survive?*, in H.-P. Mansel et. al. (Hrsg.), *Festschrift für Erik Jayme*, Band I (Sellier, 2004), 169, 178 and 186; J. Kropholler/J. von Hein, *Europäisches Zivilprozessrecht*, 9. Aufl. (Recht und Wirtschaft, 2011), EuGVO Art. 22 Rdn. 7; H. Schack, *Internationales Zivilfahrungsrecht*, 8. Aufl. (C. H. Beck, 2021), Rdn. 390; U. Magnus/P. Mankowski (ed.), *European Commentaries on Private International Law*, Vol. 1 [Brussels Ibis Regulation] (Otto Schmidt, 2016), Art. 24. No. 9f [Luís de Lima Pinheiro]; Münchener Kommentar ZPO, 4. Aufl. (C. H. Beck, 2013), EuGVO Art. 22 Rdn. 6 [P. Gottwald]; B. Hess, *Europäisches Zivilprozessrecht*, 2. Aufl. (de Gruyter, 2021), Rdn. 5.17.
- (21) [1977] ECR 2383, para. 17-18; [1992] ECR I-2149, para 25; [2000] ECR I-393, para. 21; [2001] ECR I-2771, para. 14; [2006] ECR I-4557, 4594, para. 26; [2008] ECR I-7403, Para. 18; [2011] ECR I-03961, para. 30. なお、ドイツ最高裁も同様の見解を示している（BGH v. 23. 10. 2012-X ZR 157/11, NJW 2013, 308, 309; BGH v. 3. 4. 2014-IX ZB 88/12, NJW 2014, 2798, 2800 等を参照）。
- (22) Geimer/Schütze, a.a.O. (Fn. 19), EuGVO Art. 24 Rdn. 5f. [Geimer]; Magnus/Mankowski (ed.), *supra* note (20), Art. 24. No. 14 [Pinheiro]; Kropholler/von Hein, a.a.O. (Fn. 20), EuGVO Art. 22 Rdn. 9; Paulus/Peiffer/Peiffer, a.a.O. (Fn. 19), Art. 24 Rdn. 4 [Paulus]; Linke/W. Hau, *Internationales Zivilverfahrensrecht*, 8. Aufl (Dr. Otto Schmidt, 2020), Rdn. 4.12; Junker, a.a.O. (Fn. 19), §14 Rdn. 5; Mayr (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 19), Rdn. 3.549 [Wittwer]; Dickinson/Lein (ed.), *supra* note (19), §8.15 [Lehmann]; Hartley, *supra* note (19), §12.05.
- (23) 申美穂「判批」平成27年重判解（ジュリスト1492号）305頁、茶園茂樹「知的財産権関係事件の国際裁判管轄」国際私法年報11号66頁（2010年）。
- (24) あるいは、譲渡企業が反訴ではなく、本訴の中で抗弁として、譲受企業による代金債務の不履行を主張することも考えられる。この場合、譲渡企業としては、「譲受企業の代金債務のうち、わが国特許権の登録移転に対応する部分について不履行が生じていること」を立証する必要があると考えられる。しかしながら、現在の契約実務では、譲渡代金について「わが国特許権は〇〇ドル、S国特許権は××ドル……」といった如く、各国特許権毎に分けて契約書に金額が記載されて

いるわけではなく、単に総額が記載されているに過ぎない。そうした中で譲渡企業が、代金支払債務の一部について不履行が生じている旨を抗弁として提出したとしても、その不履行がわが国特許権に対応するものであることを立証できなければ、不適法抗弁として取扱われる惧れがある旨指摘されている（「〈座談会〉知的財産実務にみる国際裁判管轄」 L & T 48号 18頁〔三村量一発言〕（2010年））。

(25) 駒田泰土「判批」新・判例解説 Watch 16号 263頁（2015年）、茶園・前掲注⁽²³⁾ 66頁、河野俊行編『知的財産権と涉外民事訴訟』（弘文堂、2010年）393頁〔大野聖二〕も同旨を論じる。

(26) 詳細は後述3.(3)を参照。

(27) 英国でもこれと同様の議論がある。Fawcett/Torremans (ed.), *supra* note (19), para. 1.104ffでは、ブリュッセル Ibis 規則 24条の反射的効果を肯定すれば、外国知財権の登録移転・抹消に関する訴訟について英国の国際裁判管轄を一律に否定することになるが、これは柔軟性に欠ける（inflexible）処理であるとしたうえで、自国の国際民事訴訟法にはフォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理等もあるのだから、これらを活用して個別事案に応じた柔軟な判断を行うべき旨を提唱する。

(28) 佐藤＝小林編著・前掲注(2) 109頁。

(29) 佐藤＝小林編著・前掲注(2) 107-108頁。

(30) 澤木＝道垣内・前掲注(5) 294頁、横山潤『国際私法』（三省堂、2012年）347頁、西谷・前掲注(7) 297頁、鈴木・前掲注(3) 102頁等。

(31) 佐藤＝小林編著・前掲注(2) 107頁。

(32) 駒田泰土教授は、本文で示した立法理由の②に関しては、当事者がこの点を承知のうえで敢て登録国以外での訴訟を選択するのであれば、そうした当事者の意思を排除する理由はないとするほか、立法理由の③に関しては執行判決を経ずとも相手方が任意に外国判決に従う場合もあることを踏まえると、法定専属管轄とするほどに強度な正当化根拠とは言い得ないとする（駒田・前掲注⁽²⁵⁾ 263-264頁）。このほかにも、民訴法3条の5第2項の立法根拠を薄弱であると指摘するものとして、横溝大「判批」ジュリスト 1487号 108-109頁、申・前掲注⁽²³⁾ 305頁等がある。

(33) 特許庁出願支援課登録室編『産業財産権登録の実務〔改訂6版〕』（経済産業調査会、2010年）893頁では、特許登録実務における外国裁判所の確定判決の取扱いに関して、「民事訴訟法118条各号の条件を具备している確定命令（判決）であれば、登録の原因を証明する書面とすることができます」と記述するなど、日本の特許権の登録を巡って外国裁判所が判決を下すことを前提とした登録事務手続

が想定されていた。

- (34) 例えば、茶園・前掲注²³ 65-67 頁。
- (35) Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 19), Art. 24 Rdn. 170 [Mankowski]; Kropholler/von Hein, a.a.O. (Fn. 20), EuGVO Art. 22 Rdn. 43.
- (36) Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 19), Art. 24 Rdn. 170 [Mankowski]; J. Fawcett, Special Rules of Private International Law for Special Cases: What Should We Do About Intellectual Property?, in Fawcett (ed.), Reform and Development of Private International Law (Oxford Univ. Pr., 2002), 137, 139f.
- (37) Kropholler/von Hein, a.a.O. (Fn. 20), EuGVO Art. 22 Rdn. 46; Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 19), Art. 24 Rdn. 170ff [Mankowski].
- (38) C. McLachlan/P. Nygh (ed.), Transnational Tort Litigation: Jurisdictional Principles (Clar- endon, 1996), 140 [P. D. Trooboff].
- (39) Fawcett/Torremans (ed.), *supra* note (19), para. 1.38; D. Holleaux/J. Foyer/G. G. de la Pradelle, *Droit International Privé* (Masson, 1987), 385 [para 831].
- (40) ECJ of 15. 11. 1983, Case C-288/82 ECR 3663, 3677 [Duijnstee v. Goderbauer]; Kropholler/von Hein, a.a.O. (Fn. 20), EuGVO Art. 22 Rdn. 46; Mayr (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 19), Rdn. 3.592 [Wittwer]; Paulus/Peiffer/Peiffer, a.a.O. (Fn. 19), Art. 24 Rdn. 118 [Paulus]; Fawcett/Torremans (ed.), *supra* note (19), para. 1.38; Hess, a.a.O. (Fn. 20), Rdn. 6.142.
- (41) Fawcett/Torremans (ed.), *supra* note (19), para. 1.40; McLachlan/Nygh (ed.), *supra* note (38), 140 [Trooboff].
- (42) Fawcett/Torremans (ed.), *supra* note (19), para. 1.40; McLachlan/Nygh (ed.), *supra* note (38), 140 [Trooboff].
- (43) ECJ of 15. 11. 1983, Case C-288/82 ECR 3663 [Duijnstee v. Goderbauer]. なお、オランダの登録商標を有する原告が同じマークについて登録出願を行った被告に対して異議を唱え自己の権利を主張した事案について、欧州司法裁判所は「誰が登録知財権に権利を有するか」という問題を取扱う訴訟手続は法定専属管轄の射程には含まれない」とする判断を示している (ECJ of 5. 10. 2017, Case C-341/16)。
- (44) 道垣内正人「著作権に関する国際裁判管轄と準拠法」コピライ特 600 号 (2011 年 4 月号) 11 頁。
- (45) 日本の特許法等では、私がこれらの事項を争う場合にはまずは行政機関の審判手続に拠り、その審決に不服がある場合には審決取消訴訟等の形で行政訴訟を提起すべき旨規定している。従って、日本の特許権に関する限りは、本文で記載したような民事訴訟が提起される余地はない。

- (46) 不動産登記との関係で同旨展開の可能性に言及したものとして、嶋・前掲注(8)126頁。なお、嶋拓哉=高杉直編『国際民事手続法』(勁草書房、2022年)101頁【竹下啓介】も、かかる主張を行う余地があることを認める。
- (47) 不動産登記との関係で同旨を述べたものとして、嶋拓哉「『不動産の権利に関する訴訟』を国際的な法定専属管轄の対象にする必要はないのか?—実効的な領土保全に向けた取組みとして」北大法学論集72巻5号1353頁(2022年)。
- (48) 民事執行法174条、ドイツ民事訴訟法(ZPO)894条。
- (49) 日本弁護士連合会国際裁判管轄規則の法令化に関する検討会議編『新しい国際裁判管轄法制—実務家の視点から』(商事法務、2012年)49頁【伊藤理=古田啓昌】。
- (50) こうした考え方を示唆するものとして、前掲注(24)「座談会」14頁【三村発言】。
- (51) C. Wenner, *Grundstückseigentum im Ausland—Gerichtsstand im Inland? Ein Beitrag zu § 24 ZPO und Art. 22 Nr. 1 EuGVO*, in K. Brügmann/P. M. Oppler/C. Wenner (Hrsg.), *Festschrift für Walter Jagenburg zum 65. Geburtstag* (C. H. Beck, 2002), 1013, 1024.
- (52) 登録国の裁判所も同様の保全処分を行うことは可能であるが、一般に保全処分は承認適格性を否定され、その効力は当該登録国の領域内に限られることから、その実効性には限界があると言わざるを得ない(Wenner, a.a.O. (Fn. 51), 1024f)。従って、登録地が外国に所在する場合であって、当該登録に関する訴訟がわが国裁判所に提起されたときに、登録国の法定専属管轄を肯定しその反射的効果として自身の管轄を一律に放棄すれば、わが国における保全処分等による保護の可能性の一切を切り捨ててしまうことにもなりかねず、賢明な判断とは言い難いようと思われる。こうしたことでも、法定専属管轄規定の双方化を否定する有力な根拠の一つとして位置付けることが可能である。
- (53) 但し、商標に関しては、登録異議の申立て(商標法43条の2)、商標登録無効審判請求(同46条)がある。文言上、これらは登録の有効性に着目した審判として捉える余地がある。
- (54) 不動産登記の事案でも、①譲渡契約または担保契約等を巡って私人間で不動産登記の帰属を争う場合のほかに、②登記機関による不動産登記に関する判断の有効性について私人が登記機関を相手取り争う場合があり得る。このうち、②は登録知財権と異なり、直接に裁判所に訴訟を提起することが認められる(例えば、松山地判昭和29年5月20日行政事件裁判例集5巻5号1149頁、浦和地判平成4年11月27日訟務月報39巻8号1441頁、札幌高判平成11年1月26日訟務月報45巻9号1721頁)が、こうした訴訟は非民事に属する訴訟であり、そもそも民訴

法の適用を予定しない。従って、不動産登記についても、民事領域では①の類型に属する訴訟しか認めないこととなるが、知財権の登録移転・抹消請求訴訟等と同じく、これら訴訟も民訴法3条の5第2項の「登記・登録に関する訴え」に含まれないと考えるべきである。以上のことから、私見では、不動産登記に関しても民訴法3条の5第2項は直接管轄規定としては空文化することになる。

(55) この点は、鳩・前掲注⁴⁷⁾1313頁以下を参照。